

建設業一人親方と不安定就業

—労働者化する一人親方とその背景—

はじめに

建設産業は長引く不況のただ中にある。1992年には、84兆円にのぼっていた建設投資は、その後の公共投資の縮小、民間需要の低迷の下で、2015年には48兆円まで減少した。また設計労務単価など積算コストの削減、低価格受注競争の激化など「構造改革」政策の下で、地域に根差した建設・住宅業者の疲弊、若年技能・技術労働者の減少、若年者の入職回避¹が進行し、建設産業が将来的に立ち行かなくなる状況が生じている。

建設企業の売上高、営業利益は、東日本大震災の復旧・復興工事などのいわゆる震災特需の影響で、回復基調にあるが²、資本金1千万円未満の企業の売上高営業利益率は、2014年で1.5%と資本金10億円以上の企業の4.1%と比べて低調である。また2010年からの5年間の資本金1千万円未満の企業の平均売上高営業利益率は0.5%であり、さらに2010年と2011年の同売上高営業利益率はマイナス(2010年-1.5%、2011年-0.8%)であり、資本金1千万円未満クラスの企業は、仕事を受注しても利益が殆ど出ないため、事業の継続が困難という状況に陥っている。

今後は、安倍政権下の「国土強靱化」計画(例えば、国土交通省の2015年度の公共事業概算要求額は6兆121億円でそのうち、3兆2,000億円が国土強靱化に向けた公共事業費)の下で大規模公共事業の拡大が進むと考えられるが、それによって零細企業の経営状況が好転するかは不透明な状況である。

戦後日本資本主義において日雇労働者が貧困層として分厚い層を形成してきたことは、多くの研究が示すところである。建設産業においても総務省『労働力調査』によれば、1986年時点で43万人が日雇労働者として建設業に従事していた。ところが2015年には日雇労働者は16万人にまで減少している。本書のスタンスは、日雇労働者にかわって貧困層として建設産業においてプレゼンスを高めてきたのが、かつては独立自営業者として建設職人が目指す地位であった、建設産業における人を雇わない自営業者、いわゆる一人親方ではないかということを明らかにする点にある。

彼らは、90年代後半以降の建設市場縮小局面において建設就業者全体が減少する中で、徐々にプレゼンスを高め、2015年時点で建設就業者の11.8%を占めるまでになっている。これは日雇の3.2%と比べても多い。90年代後半以降で一人親方のプレゼンスが高まってきた背景には、企業のコスト削減意識の強まりが考えられる。つまり、企業は一人親方を活用することで、社会保険料および営業上の諸経費（ガソリン・燃料費、道具代、駐車場代、金物代等）の負担を回避できる。

建設政策研究所(2008b)によれば、建設企業は、労働者を雇わずに外注化（一人親方化）することで、1人当たり年間で社会保険料95万円、営業上の諸経費65万円の計160万円の負担を回避できると述べている³。一人親方に相当する雇無業主は、『労働力調査』によれば、建設業で2015年に59万人が就業しているので、全体としてみれば、日本の建設企業は、一人親方を活用することで、9,440億円(160万円×59万人)の負担を回避していることになる。

特に建設産業において、90年代後半という時期は、建設投資の減少による市場縮小が進展し始めた時期であるだけでなく、金融危機の影響で企業の倒産が相次いだ時期でもあり、こうした状況の中で、企業のコスト削減意識が強まったのである。この点は、この時期の元請・下請関係が従来の下請系列化に基づく関係からよりドライな市場原理による関係に変容したという小関・村松・山本(2003)の指摘からも読み取ることができる。また市場が縮小する中で、受注の変動に対応するため、常時雇用する必要のない請負が、用いられたということもあろう。

ここで世界に目を移してみると、世界的にも個人請負就労者の活用が広がっている。例えば、ドイツでは、自営業者とされながら労働者とのグレーゾーンに位置すると考えられる就業者が93.8万人(全就業者の約3%)に上ると報告され⁴、フランスでは雇用外部化により法的には独立自営業者であってもその独立性が虚構に過ぎない形態によって生じていることを指摘した研究がある⁵。イタリアでは経済的には従属しているが自営業者と扱われることの多い準従属労働者が2004年10-12月期で40.7万人⁶、オーストラリアでは1998年にその実

態が労働者に類似する従属的自営業者が21.5万人(全就業者の2.6%)⁷、アメリカでは独立契約者が1995年831万人(雇用労働者の6.7%)⁸に上っている。

この間のこうした個人請負就労者の活用の世界的な広がり、雇用という枠を取り外し、労働コストの削減を図るという新自由主義的な労働規制の緩和が世界的に進んでいることの証左といえる。こうした中で、ILOは2006年にジュネーブにおいて、就業実態は労働者に類似しているが自営業者とされ、各種労働法の適用から除外されるいわゆる個人請負就労者の法的保護に関する文言を盛り込んだ『雇用関係勧告(第198号)』を採択した。

個人請負就労者は労働問題研究の新たな領域として国際的にも注目されているのである。ところが我が国では個人請負就労者に関する実証研究の蓄積が少ない。本書の第一の意義は、実態がまだ十分に明らかにされていないが国際的にも注目されている個人請負就労者を実証的に明らかにするという点にある。

ところで先行研究において一人親方は、江口(1975)、同(1980b)、加藤(1984)、同(1985)、同(1987)によって、不安定就業層と規定されてきた。一方で2000年代前半には、ダニエル・ピンク(2002)『フリーエージェント社会の到来』に見られるように、インターネットの普及に伴い雇われない働き方が新しい働き方として注目されてきた。ピンクらの議論では、雇われない働き方があたかも資本による搾取から自由であるかのように描かれている。こうした議論は、ホワイトカラーエグゼンプション等の労働法制の適用除外の議論につながっている。

私がかねてより雇われない働き方が本当に資本による搾取からの自由をもたらすのか疑問に思っていた。本書の目的は、一人親方を不安定就業という視角から体系的実証的に位置づけることにあるのだが、一人親方の捉え方は、江口、加藤の不安定就業論に始まりピンクの搾取からの自由論とより幅が非常に大きい。それゆえに、改めて今日において一人親方のうちの程度の人が不安定就業といえるのか実証的に明らかにしようと考えた。そして個人請負という働き方が今日においてどのように規定しうるのが解明すること、こ

れが本書の第二の意義である。

また第二の意義と関連して、安倍政権は、特区制度やホワイトカラーエグゼンプションに見られるように労働法の適用が除外される労働者を政策的に作り出そうとしている。このような労働法の適用されない労働者は、どのような労働問題に直面するのか、本書は、この点を労働法の適用されない一人親方の実証研究を行うことによって先取りできる。ここに本書の第三の意義がある。

最後に、今思えば、これが一人親方の研究を行うことを決めた理由でもあるのだが、私は、労働問題研究の対象に自営業者を位置づけたいという強い思いがあった。つまり自営業者は、どんなに長時間働いても、最低賃金を下回るような低単価で仕事を受けざるを得なくても、仕事の受注が不安定で就業が不安定であっても、労働者ではないので労働条件の最低基準というものは存在しない。零細企業の保護に関する施策はあっても、それはあくまで企業としての保護である。ここに強い違和感を感じていた。

日本の自営業者に目を向ければ、日本国憲法第 25 条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営んでいるとは言えないような自営業者が数多く存在している。にもかかわらず、彼らの働き方は労働者ではないという理由だけで規制されず、黙認さえされているような状況である。こうした現状から前に進めるために、本書を通じて、自営業者は、労働問題研究の対象であることを明確にしようとした。

こうした思いが、どこまでなしかは、読者の判断に委ねたいと思う。

【注】

- 1 建設政策研究所 (2015a) 11 頁によれば、24 歳以下の入職者は、1992 年の 25 万人から 2009 年には 5.2 万人へと 5 分の 1 まで減少している。
- 2 財務省『法人企業統計』によると、建設業資本金規模計の売上高営業利益率 ($100 \times \text{営業利益} / \text{売上高}$) は 2010 年 1.4% から 2014 年 3.2% まで回復している。
- 3 建設政策研究所 (2008b) 110-111 頁参照。
- 4 皆川 (2006) 146 頁を参照。
- 5 小早川 (2006) 157-158 頁は、v.Gérard Lyon-Caen (1990), p.14 を引用してこの点を明らかにしている。
- 6 小西 (2006) 183 頁を参照。
- 7 M.Waite/Lou Will (2001) を参照。
- 8 米国労働省の非典型労働者調査データを用いた以下論文を参照。Schalon R Co-hany (1996) および Anne E.Polivka (1996) を参照。

目 次／建設業一人親方と不安定就業

はじめに	i
注	v
序 章 本研究の課題と方法	3
1. 建設産業における一人親方とは	3
2. 本研究の課題	14
3. 研究課題の背景	17
(1) 貧困研究、不安定就業研究における一人親方研究	17
(2) 技術革新による建設生産変容下における一人親方研究	19
(3) 一人親方の法的保護に関する研究	21
4. 本研究の方法と概要	24
注	29
第1章 建設産業における 生活保護基準以下賃金の一人親方の量的把握	33
1. 問題設定	33
2. 生活保護基準以下の一人親方割合の推計	35
(1) 保護費が支給される条件	36
(2) 世帯モデルの設定	37
(3) 保護基準以下の一人親方割合	37
3. 保護決定後受給保護費及び税・社会保険料等を考慮した 生活保護基準額を用いた推計	40
4. 建設職種雇用労働者との比較	45
5. 小括	47
注	47
第2章 建設産業における低所得一人親方世帯の家族賃金の機能	49
1. 問題設定	49
2. 生活保護基準以下の一人親方世帯割合の推計	50
(1) 保護費が支給される条件	50
(2) 世帯モデルの設定	51
(3) 保護基準以下の一人親方世帯割合	52

3. 一人親方世帯における家族就業による生活防衛機能の弱さの要因	54
(1) 家族就業率の低さ	54
(2) 妻の収入の低さ	56
4. 小括	59
注	60

第3章 建設産業の下請再編下における

一人親方の就業の不規則不安定性

61

1. 問題設定	61
2. 一人親方の下請化	63
3. 一人親方の下請化はどのようにして進んだのか	67
(1) 一人親方の就業構造の変化	67
1) 一人親方の下請化の歴史的区分	67
2) 丁場別にみた一人親方の下請化プロセス	72
(2) 一人親方が独立した契機	82
(3) 企業の一人親方活用理由	85
4. 不規則不安定化する一人親方の就業	86
5. 小括	91
注	92

第4章 建設産業における一人親方の長時間就業の要因分析

95

1. 問題設定	95
2. 一人親方の下請再編下における長時間就業	99
(1) 長時間就業の手間請一人親方の事例分析	99
1) 長時間就業の手間請一人親方の事例	99
2) 考察	103
(2) 長時間就業に至らなかった手間請一人親方の事例分析	105
3. 材料持元請の一人親方における長時間就業	111
(1) 長時間就業の材料持元請一人親方の事例分析	112
1) 長時間就業の材料持元請一人親方の事例	112
2) 考察	115
(2) 長時間就業に至らなかった従来の一人親方の事例分析	116
4. 小括	118
注	119

第5章 不安定就業としての一人親方の量的把握およびその特徴 121

1. 問題設定	121
2. 不安定就業としての一人親方の量的把握	122
3. 不安定就業としての一人親方の現状	131
(1) 不安定就業指標別の分析	131
1) 低賃金、低所得の現状	131
2) 就業の不安定化による生活基盤の喪失	135
3) 長時間就業による健康破壊	136
(2) 丁場別の分析	137
1) 町場の事例	140
2) 新丁場の事例	144
4. 小括	146
注	147

終章 貧困研究から貧困・労働問題研究へ 149

【文末資料：調査の概要と特徴】 157

参考文献一覧	189
あとがき	199
事項索引	203
人名索引	207

著者紹介

柴田 徹平(しばた てっぺい)

1982年生まれ、中央大学大学院経済学研究科経済学専攻博士後期課程修了、経済学博士(中央大学)。現在は、東京都立産業技術高等専門学校、大月短期大学、専修大学の非常勤講師、および建設政策研究所の非常勤研究員を務める。

業 績

- ・「東京都内建設産業における生活保護基準以下賃金の一人親方の量的把握」社会政策学会編『社会政策』第6巻3号、ミネルヴァ書房、2015年。
- ・「建設産業における生活保護基準以下の一人親方世帯の世帯員就業の動向」鷲谷徹編『変化の中の国民生活と社会政策の課題』、中央大学出版部、2015年。
- ・「建設産業における不安定就業の一人親方の量的把握およびその特徴」中央大学経済学研究会『経済学論纂第56巻第1・2合併号』、中央大学出版部、2015年。
- ・「建設業一人親方の長時間就業の要因分析」日本労働社会学会編『労働社会学研究17号』、日本労働社会学会、2016年(第13回日本労働社会学会奨励賞受賞論文)。
- ・「建設産業における不安定就業の一人親方の量的把握およびその特徴」中央大学経済学研究会『経済学論纂第56巻第1・2合併号』、中央大学出版部、2015年。
- ・「個人請負就労者の働き方の類型とその特徴—建設業種を事例として」労務理論学会編『労務理論学会誌第26号』、晃洋書房、2017年2月刊行予定。

建設業一人親方と不安定就業—労働者化する一人親方とその背景—

2017年2月20日 初版 第1刷発行

[検印省略]

定価はカバーに表示してあります。

著者©柴田徹平／発行者：下田勝司

印刷・製本／中央精版印刷

東京都文京区向丘1-20-6 郵便振替00110-6-37828
〒113-0023 TEL (03)3818-5521 FAX (03)3818-5514

発 行 所
鋳 東 信 堂

Published by TOSHINDO PUBLISHING CO., LTD.
1-20-6, Mukougaoka, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0023, Japan
E-mail : tk203444@fsinet.or.jp <http://www.toshindo-pub.com>

ISBN978-4-7989-1412-1 C3036 © Shibata Teppei